平成２２年（フ）第３４１６号
名古屋市守山区苗代２丁目４番40号
債務者　伊藤　　渡
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０１号
名古屋市緑区鳴子町１丁目４番地　鳴子団地79棟405号
債務者　コマーシャルフォトスタジオＢｅｅこと　榊原　忠承
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１号
山口県防府市大字真尾131番地
債務者　湯原　義純
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
山口市古熊１丁目５番15号
債務者　福田　正之
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
山口県防府市岩畠３丁目16番39号
債務者　秋本　京子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
山口市大内御堀3854番地11
債務者　山田由美こと　ＹＡＭＡＤＡ　ＬＩＲＡ　ＭＡＧＬＡＬＡＮＧ（ヤマダ・リラ・マグララン）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
山口市徳地堀3246番地２、前住所山口県防府市自由ケ丘１丁目４番３号
債務者　内田　直惠
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
北海道登別市常盤町４丁目18番地52
債務者　佐藤　裕二
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
北海道室蘭市港北町４丁目17番11号
債務者　藤枝　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
埼玉県行田市長野２丁目21番１号
債務者　高橋美矢子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５４９号
埼玉県熊谷市船木台３丁目３番地13　メイプルヒルA101
債務者　持田　佳代（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２３号
静岡県裾野市石脇７番地の１
債務者　小山　敏彦
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４４号
大阪府南河内郡太子町聖和台４丁目14番地の９
債務者　齊藤　純子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０４号
堺市北区百舌鳥梅町３―14―18　マナベハイツ301号、住民票上の住所兵庫県明石市二見町福里160番地の２　ハイツグランパ３号
債務者　木内　智裕
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４１号
大阪府富田林市若松町４丁目16番41号、前住所大阪府南河内郡太子町大字山田789番地の21
債務者　幸　日出則
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４３号
堺市中区福田603番地　18―103号
債務者　藤岡　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７９号
大阪府羽曳野市向野１丁目４番７号、前住所大阪府池田市畑３丁目９番９号
債務者　山本　啓哲
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係